

《 事務所ニュース 2016年4月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

傷病・出産手当金の計算方法の変更 (平成28年4月から)

傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法について、平成28年4月から、支給開始される前1年間の給与を基に計算された金額で支給されるようになります。

平成28年3月31日までの計算方法

給付日額＝

＜休んだ日の標準報酬月額＞÷30日×2/3

平成28年4月1日からの計算方法

給付日額＝＜支給開始日以前の継続した12ヶ月間の
標準報酬月額を平均した額＞÷30日×2/3

◎支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合

- ① 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
- ② 28万円(当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)

上記の①と②の少ない方の額を使用して計算

◎支給開始日以前に12ヶ月標準報酬月額がある場合

支給開始日以前の12ヶ月(H27.7～H28.6)の各月の標準報酬月額を合算して平均額を算出します。

(26万円×2ヶ月+30万円×10ヶ月)÷12ヶ月÷30日※1×2/3※2＝6520円

※1 「30日」で割ったところで1の位を四捨五入

※2 「2/3」で計算した金額に小数点があれば、小数点第1位を四捨五

<Q&A こんな場合はどうなるのか?>

Q1、休業する6ヶ月前に転職しています。平均の標準報酬月額の計算方法はようになりますか?

A1、転職する前にも協会けんぽに加入しており、離職していた期間が原則1ヶ月以内であれば、転職前後の標準報酬月額を通算して計算します。

Q2、月の途中で退職。再就職しましたが、その月は、前の会社の標準報酬月額と今の会社の標準報酬月

額のどちらを使用しますか?

A2、今の会社の標準報酬月額を使用します。ただし、その月から支給を開始する場合は、支給開始日の標準報酬月額を使用します。

Q3、傷病手当金を受給していますが、その後、標準報酬月額が変更になりました。支給金額は変わりますか?

A3、支給金額に変更はありません。ただし、支給を始めた日以前の支給金額の計算に使用した標準報酬月額が変更になった場合はこの限りではありません。

Q4、平成28年4月より前から傷病手当金を受給していますが、平成28年4月からの支給金額は変わりますか?

A4、これまでに傷病手当金を受給していた方も平成28年4月1日支給分から、新しい計算方法で支給金額を計算します。

Q5、傷病手当金を申請していますが、給与の支払いがあるため、退職後から受給します。この場合、平均の標準報酬月額はどのようにして計算しますか?

A5、退職日の翌日が支給開始日となった場合、退職日の月の標準報酬月額と、それ以前の標準報酬月額を使用して計算します。

※ ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行